平成２５年（フ）第２９７号
奈良県天理市前栽町230番地
債務者　岡田美知恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５２０号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番208―403号
債務者　武藤　有利（旧姓道浦）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県伊丹市北園３丁目39番地１　ラントリッヒハウス405号、前住所大阪府大阪市北区長柄東２丁目３番29―1305号
債務者　橋本　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
兵庫県宝塚市宝梅２丁目７番２―505号
債務者　礒野　美穂（旧姓一階）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
兵庫県川西市新田１丁目３番13号　303
債務者　南　　裕美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
長崎県長崎市香焼町2008番地４　公住21―301、旧住所広島県福山市高西町３丁目11番27―203号
債務者　上村　勇気
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市泊１丁目29番地11　サントピア泊第２―403
債務者　仲地　　梢
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９１号
北海道小樽市桂岡町１番３号
債務者　岩下　真澄
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５３４号
仙台市青葉区大倉字横根25番地の２
債務者　福嶋　義明
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町15番地３　メゾンスキャット103号
債務者　都澤とよ子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市新沢字松山37番地
債務者　岡部　清秋
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２１号
北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目２番地11号、住民票上の住所福島県白河市関辺谷中60番地９　105
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番24棟302号
債務者　高槁　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７９号
千葉県船橋市本中山５丁目10番17号　柴田ハイツ204号
債務者　渡邊　和彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３５号
千葉市緑区あすみが丘５丁目71番地３　ラフォーレ・ビューＣ―102号
債務者　槁山　靖央
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
千葉県いすみ市岬町椎木1303番地
債務者　池田　重信
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係